

# 令和5年度 転学部・転学科・転部募集要項

熊本学園大学 教務課

令和5年度の転学部・転学科・転部(以下「転学部等」という。)については、下記の要領にて実施します。転学部等を希望する学生は、出願資格その他必要事項等を確認の上、所定の書類を定められた期日までに提出してください。

記

## 募集要項

### 1. 出願期間・提出場所

期間:令和5年1月13日(金)～令和5年2月17日(金) 17時まで(期限厳守、郵送の場合は消印有効)

場所:11号館1階教務課

### 2. 条件

・受入れ学科の収容定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ、許可します。

・一度転学部等をした学生は、再度の転学部等は認めません。

### 3. 出願資格

学部	出願資格
商学部	<u>商学科、ホスピタリティ・マネジメント学科</u> ①1年次(1年次終了時):卒業に必要な単位のうち、1年次において30単位以上を修得していること。 ②2年次(2年次終了時):卒業に必要な単位のうち、2年次までに60単位以上を修得していること。
経済学部	<u>経済学科、リーガルエコノミクス学科</u> ①原則として2年次まで(2年次終了時) ②GPA2.4以上
外国語学部	<u>英米学科</u> ①原則として1年次(1年次終了時) ②英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅡA、英語ⅡBの合計4単位を修得し、いずれも評定A以上の成績を取っていること。(ただし、東アジア学科の学生の場合、基礎科目にあるスピーキングⅠ(英語)、スピーキングⅡ(英語)、リーディングⅠ(英語)、リーディングⅡ(英語)を当該科目として読み替えることができる。) ③GPA2.4以上 ④TOEICを受験していること。 <u>東アジア学科</u> ①原則として1年次(1年次終了時) ②中国コースに転学部転学科を希望する場合には、中国語ⅠA、中国語ⅠB、中国語ⅡA、中国語ⅡBの合計4単位を、韓国コースに転学部転学科を希望する場合には、韓国語ⅠA、韓国語ⅠB、韓国語ⅡA、韓国語ⅡBの合計4単位を修得していること。なお、前記の4単位をすべて修得していない場合は、1年次への転学部転学科とする。 ③中国語あるいは韓国語の語学資格(中国語検定試験、HSK(漢語水平考試)、韓国語能力検定試験、ハングル検定試験など)を取得している場合、その証明書を提出すること。

学部	出願資格
社会福祉学部	<u>第一部社会福祉学科</u> ①原則として1年次(1年次終了時) ②出願年度の春学期終了時に15単位以上修得、秋学期に15単位以上の修得見込みの者。
	<u>福祉環境学科</u> ①原則として1年次(1年次終了時)
	<u>子ども家庭福祉学科</u> ①原則として1年次(1年次終了時) ②1年次終了時に30単位以上の単位を修得見込みの者。 ③保育士養成課程定員に余裕がある場合に限る。
	<u>ライフ・ウェルネス学科</u> ①原則として1年次(1年次終了時)
	<u>第二部社会福祉学科</u> ①1か年以上在籍していること(2年次以上)

#### 4. 出願書類

学部	出願書類
商学部	①転学部・転学科・転部許可願 ②成績証明書 ③転出元学科長の承認書 ④志望動機書
経済学部	①転学部・転学科・転部許可願 ②成績証明書 ③転出元学科長の承認書 ④志望動機書
外国語学部	<u>英米学科</u> ①転学部・転学科・転部許可願 ②成績証明書 ③所属学科長及び所属学部長の承認書 ④志望動機書 ⑤TOEIC スコア証明書
	<u>東アジア学科</u> ①転学部・転学科・転部許可願 ②成績証明書 ③所属学科長及び所属学部長の承認書 ④志望動機書 ⑤語学資格証明書(取得していない場合は提出不要)
社会福祉学部	<u>第一部社会福祉学科、子ども家庭福祉学科、ライフ・ウェルネス学科</u> ①転学部・転学科・転部許可願 ②成績証明書 ③所属学科長及び所属学部長の承認書 ④志望動機書
	<u>福祉環境学科</u> ①転学部・転学科・転部許可願(所属学科長確認印を含む) ②成績証明書 ③志望動機書
	<u>第二部社会福祉学科</u> ①転学部・転学科・転部許可願 ②成績証明書 ③所属学科長及び所属学部長の承認書 ④志望動機書 ⑤社会福祉士養成課程所属を希望する場合は、所定の書類を提出

## 5. 選抜方法

学部	選抜方法
商学部	書類審査及び面接
経済学部	書類審査及び面接
外国語学部	出願書類で総合的に判断する
社会福祉学部	第一部社会福祉学科、福祉環境学科、子ども家庭福祉学科 出願書類等で総合的に判断する ライフ・ウェルネス学科 書類審査及び面接 第二部社会福祉学科 出願書類等で総合的に判断する

※出願資格不合格者には教務課より連絡があります。

## 6. 選抜後の日程等

転学部等許可者には、令和5年3月3日(金)以降、教務課より連絡があります。その後書類の提出、諸納入金の納入等必要な手続きを行っていただきます。

また、在学生登校日には、学科長による個別指導又は所定のクラスで指導を受ける必要があります。なお、履修登録等について不明な点があれば、教務課までご相談ください。

## 7. 単位の認定

転学部等を許可された者の旧所属学部・学科における既修得単位については、新所属学部・学科の卒業に必要な単位として認定を受けることができます。

単位換算認定が認められた者については、単位換算認定書を令和5年4月7日(金)(予定)から教務課にて交付します。

## 8. 授業料その他納入金等

転学部等後の諸納入金は、新所属学部・学科・部・年次に在学する他の一般学生の場合と同額とします。

第二部から第一部への転部の場合は、入学金及び施設費の差額を入学(再入学)時にさかのぼって追加納入する必要があります。